



# 令和2年 国勢調査を実施します

## 国勢調査のご協力を お願いいたします！

国勢調査は、令和2年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人および世帯を対象とし、統計法によって報告義務が定められている国で最も重要な統計調査です。国勢調査の結果は町の各種行政施策の立案・実施や財政などに大きく影響を与える調査となっておりますので、調査にご協力願います。

## 調査方法について

今回の調査では、インターネットでの回答を推奨しています。

調査票(用紙)での調査書類も同封していますので、インターネットでの回答を希望しない方は調査票(用紙)に記入ください。

### (1) 調査書類の配布について

9月14日(月)から30日(水)にかけて調査員が各世帯を訪問し、各書類を配布します。

書類の配布については直接手渡し、またはインターネットホンを越しでの世帯確認後、郵便受けに投函が原則となっております。不在の場合は調査員より「連絡メモ」を投函しますので、内容を確認しご対応願います。

配布の際、世帯主または代表者の氏名と、普段何人住んでいるかを男女別に確認します。また、回答方法も確認します。

### (2) インターネット回答について

インターネットで回答の場合、調査票(用紙)による回答より早く受付できます。また、調査員による調査票(用紙)の回収もなくなります。

(調査書類封筒の中に「インターネット回答利用ガイド」

が入っていますので、確認しながら回答願います。)

### 【インターネット回答受付期間】

9月14日(月) ～ 10月7日(水)

### (3) 調査票(用紙)による回答

インターネット回答ではなく調査票(用紙)に記入する場合は、10月1日(木)から7日(水)までの期間、郵送提出封筒にて投函または、調査書類配布時に調査員に回収を希望する旨をお伝えください。

(当初回収を希望したが、郵送提出、またはインターネット回答に変更した場合も担当調査員にご一報いただけると調査がスムーズに進みますので、ご協力願います。)

### (4) 未提出世帯への対応

調査票が未提出の世帯については、10月16日(金)から20日(火)にかけて再度訪問し、提出依頼・回収を行います。

## 調査項目について

性別、出生年月、世帯員数、就業状態などの項目となっております。

## 統計法第13条による 報告義務があります

統計法により、調査票に記入して提出する報告義務が定められています。国勢調査を円滑に実施し、正しい調査結果を得るためには、正しい報告が必要となります。その報告が得られなかった場合や、報告が不正確な場合は、正しい統計を作成できず、各種の行政施策等が誤った統計を基に実施されてしまいますので、正確な報告をお願いします。

## 新型コロナウイルス 感染症対策について

国勢調査では、調査員はマスクの着用を徹底するなど、感染拡大防止に努めながら調査を実施します。

また、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、調査員との接触を減らすことのできるインターネットまたは郵送での回答を推奨していますので、ご協力をお願いします。

### 【問い合わせ先】

・政策推進課企画係  
☎01377-62-2300  
・熊石総合支所地域振興課  
☎01398-2-3111

※調査票に記入いただいた内容については、統計の目的以外に使用することはありません。調査票は外部に情報が漏れないよう厳重に管理します。

